

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成23年6月13日 午後 9時30分 開会 午後10時33分 閉会
2 場 所	議員控室
3 出席委員	高橋英俊委員長 三澤龍夫副委員長 山口陽一委員 清水弘子委員 百瀬恵美子委員 坂田よう子委員 山田喜一議長
4 傍聴議員	鈴木京子議員 奥津勝子議員 浅輪いつ子議員 竹内恵美子議員
5 説明員	町長 中崎久雄 鈴木首席理事 二挺木理事 由井都市計画課長 青木技幹 秋本主任主事 福山主任主事 森田政策課長
6 職務のため 出席した職員	局長 飯田 隆 書記 山口芳弘
7 協議等の事項	(1) 歴史的建造物（大磯駅前洋館）保存・活用の基本方針について (2) その他
8 その他	一般傍聴 なし

(1) 歴史的建造物（大磯駅前洋館）保存・活用の基本方針について

- ・ 4月28日の本委員会協議会開催以降の経過について、パワーポイントを使って説明があった。
- ・ 5月19日に歴史的建造物保存活用検討委員会保存活用方法調査研究報告書が提出された。報告書では国の登録文化財制度を活用すること。今後の保存に伴う財政事情と町民への還元という観点から洋館部分と南側新築部分を一体として民間企業等へ貸し付けるという結論に達した。
- ・ 建物の状況を説明、一部白アリ被害あり。町の工事で修理して貸す方向。その他さざんか通り側の石垣の補修が出てきた。
- ・ 今後のスケジュールは工事終了後、事業者募集を開始して行く。

◎主な質疑

問. 修理費はどのくらいか試算が大切。大家の町が全て負担するのか。

答. 家賃は取得費、修繕料などを上乗せしたものを反映する。

問. 建物の1室を町のために（例えば観光案内所とか）残すのか。

答. 公募条件で「可能な限り町民、来訪者が自由に拝観できる空間を確保する」とする。

問. 貸した後の補修費は向こうに負担してもらうことは。

答. 大きな修理は町だが、貸したあとの維持管理等に伴う補修は事業者にやってもらう。

応募要項、契約書に明記する。

問. 国の登録有形文化財建造物と景観法に基づく景観重要建造物の指定との兼ね合いは。また交付金の活用はできないか。

答. 耐震調査の結果が出たら、教育委員会と連携して調整していく。交付金は景観重要建造物の指定があってからなので、間にあわない。

問. 建物の状況であるが、板を外したら被害がもっとあったと判明したら。また、2ページにあるように町民が拝観したりできることが大切と思うがどうか。

答. 全部ハガスことまで考えていない、ある程度の調査を行う。

町民への対応は応募要領の中で記載し、提案も受ける。その後選考委員会で諮る。

問. 大体家賃はどのくらいか。

答. 30年割で月額約60~70万ぐらいで試算している。町民の利用も最重要の1つと考えている。

問. 外観が町のシンボルで大切である。国の登録有形文化財となると何らかの制約を受けないか。

・ 通常賃貸は3年ごとに更新するが、その辺はどうか。

・ この情報は大手の不動産業者に流せば応募がもっと来る。

・ 保証金はもらうのか。借りてもすぐに出て行ってしまおうとかの想定もして

いるのか。

答. 国の指定となれば制限がある。登録制なら外観はともかく中身は自由に改造して使える。

・更新料については、「社会的状況により…」の条項を設ける。

意. 耐震は慎重に、契約事項は専門家によく相談して時間かけてやってもいいと思う。

問. 地盤の件、昔あそこは落ちたことがある。一部盛土である、どう考えているか。

答. さざんか通りの石垣について改修予定である。その時に気を付ける。また、あの建物の下は岩盤と想定している。関東大震災のときも大丈夫であった。